

## Question.

平成30年度歯科診療報酬改定で、一般開業医が留意しておくべき施設基準には何がありますか？

質問者

(新潟県 H.H.さん 67回)

## Answer.

### 【施設基準とは】

2年に一度の診療報酬改定により、診療報酬や施設基準の追加や変更が行われ、新たな施設基準の届出が必要となります。施設基準とは、診療報酬を算定するために、その歯科医院が満たす必要がある基準ということになります。多くの施設基準があり、すべてを解説することはできませんので、今改定で新設された施設基準を中心に説明いたします。

### 【初再診料について】

まず、基本診療料である初・再診料での留意点として、平成30年9月30日までに施設基準の届出を行わないと、初・再診料が引き下げられることとなります。ハンドピースなどの未滅菌や使い回しなどの問題により、今改定より院内感染防止対策に関わる施設基準が追加され、ハンドピースの本数、専用機器での洗浄や滅菌、院内感染防止対策に関する研修の受講などの施設基準が追加されています。

洗浄や滅菌を行う専用機器については、疑義解釈により、特に専用の滅菌器でなくとも、通常の高圧蒸気滅菌器で問題ないとされています。院内感染防止対策に関する研修については、平成31年3月31日までに受講し申請することになっており、現在各地区の歯科医師会などで研修会が行われているものと思われます。また、上記に伴い、再度、歯科外来診療環境体制加算の施設基準の届出も必要となります。

### 【か強診について】

次に、かかりつけ歯科医強化型歯科診療所の施設基準では実績が必要となり、具体的な数が明記されました。主なものとして、過去1年間における歯周病安定期治療(I)若しくは(II)およびフッ化物歯面塗布処置若しくはエナメル質初期う蝕管理加算の算定回数がそれぞれ30回以上、歯科訪問診療1または2の算定回数と連携する在宅療養支援歯科診療所に歯科訪問診療を依頼した算定回数が併せて5回以上、診療情報提供料または診療情報連携共有料の算定回数が併せて5回以上などです。また、在宅や介護などの地域医療への参加も条件として追加されています。

### 【新規項目について】

今改定で導入された口腔機能低下症などに対する咀嚼能力検査、咬合圧検査、神経麻痺に対する精密触覚機能検査は専用機器が必要であり、算定する場合には施設基準の届出が必要となります。また、精密触覚機能検査は学会主催の講習会への参加が必須

### 今改定で新設された施設基準一覧

初診料の注1に規定する基準(院内感染対策防止に関わるもの)  
 歯科疾患管理料の総合医療管理加算  
 歯科疾患在宅療養管理料の総合医療管理加算  
 有床義歯内面適合法の歯科技工加算 1, 2  
 咀嚼能力検査  
 咬合圧検査  
 精密触覚機能検査  
 口腔粘膜処置  
 口腔粘膜血管腫凝固術  
 レーザー機器加算 1, 2, 3

### 再申請の必要な施設基準一覧

歯科外来診療環境体制加算 1, 2  
 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所  
 在宅療養支援歯科診療所 1, 2  
 外来後発医薬品使用体制加算 1, 2, 3

となります。慢性再発性アフタに対する口腔粘膜処置、口腔粘膜血管腫凝固術、各種手術におけるレーザー機器加算については、専用のレーザー機器が必要となります。レーザー機器については、疑義解釈により、添付文書の使用目的に「口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散」が含まれていない機器は対象とならないとされ、さらに、特定診療報酬算定医療機器の区分「レーザー手術装置(I)または(II)」として保険適用されていることが前提となります。対象機器かどうか不明な場合はメーカーへの問い合わせが必要です。

### 【その他注意事項】

最後に、施設基準は年1回の各地方厚生局への報告が義務付けられており、内容が変更となった場合には速やかに届け出る必要があります。また、施設基準を満たさない場合には診療報酬の返還を求められる場合もあります。届け出た施設基準については、写しを適切に保管すること、院内の見やすい場所に掲示することとされていますので併せてご留意ください。

質問の回答者



おねやま たかひろ  
**小根山 隆浩**  
 新潟病院 口腔外科